

# 事業概要書

事業名 林道事業 (過疎山村地域代行林道事業)	路線名等 上新戸黒淵線 <small>かみあらとくるぶちせん</small>
----------------------------	---

## 1. 事業のあらまし

上新戸黒淵線は、愛知県新城市の南東部に位置し、市道「かみあらとそとみちせん上新戸外道線」と林道「ろくたざわとちぎせん六田沢栃木線」を結ぶ幹線的な林道である。

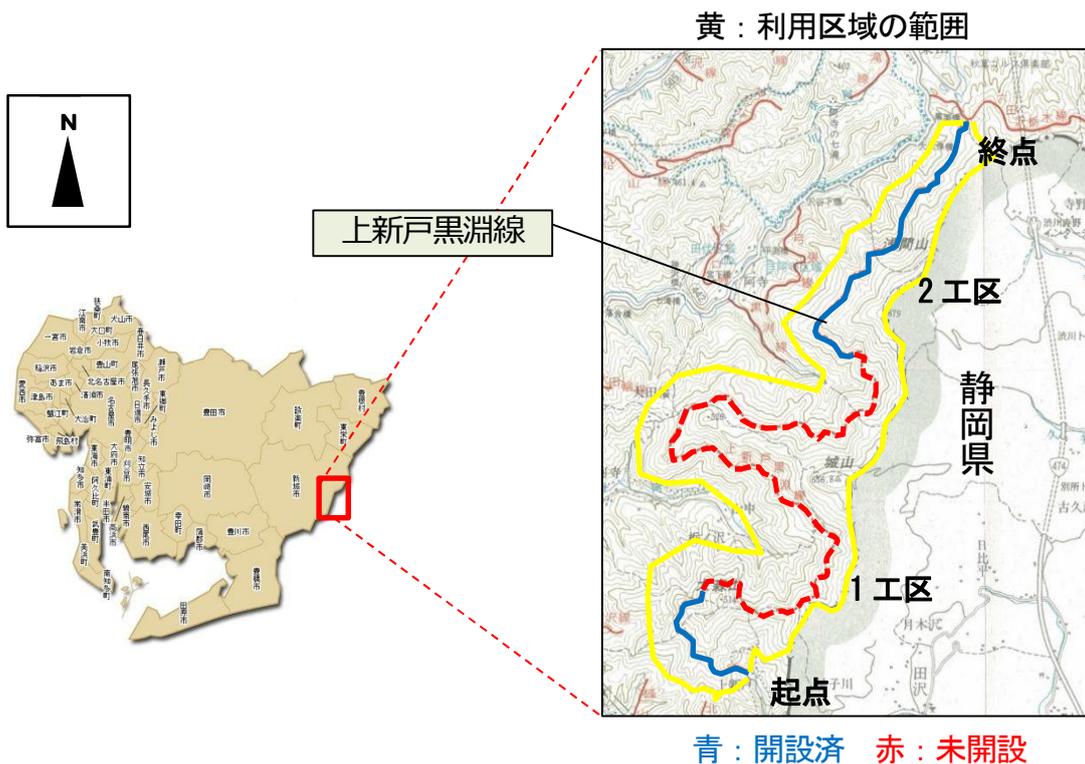
豊富な森林資源を構成する当地域では、森林を適切に管理し、健全な状態に維持していく必要があるが、そのために必要な路網整備が進んでおらず、経済的かつ効率的な森林整備ができない状況である。

このため、当地域に幹線的な林道を開設することにより、経済的かつ効率的な森林整備が可能となり、かん水源涵養機能などの多面的な機能や林業生産性の向上、さらに地域交通の改善を図ることができる。



## 2. 事業概要

- a. 事業箇所 しんしろ 新城市
- b. 事業内容 林道開設 延長 15.0km 幅員 4.0m
- c. 全体事業費 27.5 億円
- d. 事業期間 2011～2040 年度
- e. 根拠法令 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）  
過疎地域自立促進特別措置法（平成 19 年法律第 58 号）



## 再 評 価 調 書 (案)

I 事業概要							
事業名	林道事業(過疎山村地域代行林道事業)						
地区名	かみあらとくろぶちせん 上新戸黒淵線						
事業箇所	しんしろししもよしだ 新城市下吉田 地内						
事業の あらまし	<p>上新戸黒淵線は、愛知県新城市の南東部に位置し、市道「<small>かみあらとそとみちせん</small>上新戸外道線」と林道「<small>ろくたざわとちぎせん</small>六田沢栃木線」を結ぶ幹線的な林道である。</p> <p>豊富な森林資源を有する当地域においては、森林を適切に管理し、健全な状態に維持していく必要があるが、そのために必要な路網整備が進んでいない状況であった。</p> <p>このため、本事業では当地域に幹線的な林道を開設することにより、経済的かつ効率的な森林整備を可能とし、水源涵養機能などの多面的な機能や林業生産性の向上、地域交通の改善を図っている。</p>						
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>森林整備の効率化</p> <p>林道を開設することにより、間伐等の森林整備を1年あたり利用区域面積(641ha)の1%実施する。</p> <p>【副次目標】</p> <p>該当なし</p>						
計画変更の 推移		事業採択時 (2010)	再評価時 (1回目) (2015)	再評価時 (2回目) (2020)	再評価時 (3回目) (2025)	変動要因の分析	
	事業期間	2011～2021	2011～2021	2011～2030	2011～2040	施工計画の変更に伴う事業期間の延伸	
	事業費(億円)	19.5	19.5	19.5	27.5	労務費・資材費等の増に伴う工事費の増	
	経費内訳	工事費	19.5	19.5	19.5		27.5
		用補費	—	—	—		—
その他		—	—	—	—	—	
事業内容	林道開設 延長 15km 幅員 4.0m	林道開設 延長 15km 幅員 4.0m	林道開設 延長 15km 幅員 4.0m	林道開設 延長 15km 幅員 4.0m	—	—	
II 評価							
①事業の 必要性の 変化	1) 必要性 の変化	<p>【事前評価時の状況】</p> <p>区域内には間伐などの森林整備が必要な森林が多く存在するにもかかわらず、必要な路網が整備されていないため、森林整備が遅れている状態にある。</p> <p>【再評価時の状況】</p> <p>既に林道が開設された区間では、間伐などの森林整備が実施されており、事業目標値を上回るペースで実施されている。</p> <p>・2025年までの目標値 96.2ha に対し森林整備実績は 205.6ha</p> <p>今後、未開設の区間での搬出を伴う間伐の計画を進めるため、引き続き林道開設が必要な状況に変化はない。</p> <p>【変動要因の分析】</p> <p>当路線における事業の必要性についての大きな変動要因は無いが、近年、台風や線状降水帯などの豪雨による自然災害の頻発化、激甚化に伴い、森林の有する山地災害防止機能等の発揮は変わらず重要で、今後適切に森林整備を実施するために林道が必要である。</p>					

	判定	B	<p>A： 事業着手時に比べ必要性が増大している。          B： 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。          C： 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。</p>						
		【理由】	<p>森林の持つ公益的機能を発揮させるための森林整備は従来と変わらず重要であり、林内へアクセスするための林道の必要性にも変化がないことから、今後も森林整備の推進のために林道事業は必要である。</p>						
②事業の進捗状況及び見込み	1) 進捗状況	【事業計画及び実績】							
			2011～2015	2016～2020	2021～2025	2026～2040		計	
		工種区分	調査・設計	←				→	
			林道開設工事	←				→	
			その他						
		事業費(億円)	前回計画	2.6	4.4	6.3	6.2		19.5
			実績	2.6	4.4	3.5			10.5
			今回計画	2.6	4.4	3.5	3.4	6.8	6.8
		【進捗率】							
			これまでの計画に対する達成状況			全体進捗状況			
	計画【①】	実績【②】	達成率【②÷①】	計画【③】	進捗率【②÷③】				
延長(km)	15.0	5.8	38.9%	15.0	38.9%				
事業費(億円)	19.5	10.5	54.1%	27.5	38.3%				
工事費	19.5	10.5	54.1%	27.5	38.3%				
用補費	—	—	—	—	—				
その他	—	—	—	—	—				
【施工済みの内容】	林道開設延長 5.8km								
【事後評価に準ずるフォローアップ】	<p>開設済みの箇所から林道の供用を開始しており、森林の整備が進んでいる。          2025年までの達成目標値 96.2ha に対し、205.6ha の森林整備が実施されている。</p>								
2) 未着手又は長期化の理由	<p>起点側と終点側の2工区体制で開設を進めていたが、2023年6月の豪雨により終点側の完成区間で災害が発生し、工事車両の通行が不可能であるため工事を中止している。治山事業による災害復旧の完了見込みが2031年度であり、それまでの期間は起点側からの開設のみとなり開設延長の進捗に遅れが生じると見込まれるため。</p>								
3) 今後の事業進捗の見込み	【阻害要因】	治山事業による災害復旧が完了するまでの期間(2031年度予定)は終点側からの開設が不可能となる。							
	【今後の見込み】	災害復旧を考慮した計画に変更し、2040年度に完了予定。							
	判定	B	<p>A： これまで事業は順調であり、引き続き計画通り確実な完成が見込まれる。          B： 次のいずれか（該当する項目に「○印」を付ける）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見</li> </ul>						

		<p>込まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまで事業が長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。</li> <li>○これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。</li> </ul> <p>C：阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。</p>																																																																											
		<p>【理由】</p> <p>災害復旧を考慮した事業計画に変更したため、豪雨による新たな災害等の発生がなければ、今後は変更後の事業計画通りに事業が完了することが見込まれる。</p>																																																																											
③事業の効果の変化	1) 貨幣価値化可能な効果(費用対効果分析結果)の変化	<p>【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析の算定基礎となった要因変化の有無】</p> <p>有：新規森林整備計画の策定。消費者ニーズの変化に伴う木材価格の変動。人件費・資材費等の上昇。</p> <p>【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析結果】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>事業採択時 (基準年 2010)</th> <th>再評価時 (1回目) (基準年 2015)</th> <th>再評価時 (2回目) (基準年 2020)</th> <th>再評価時 (3回目) (基準年 2025)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">費用 (億円)</td> <td>事業費</td> <td>15.3</td> <td>17.6</td> <td>18.0</td> <td>23.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持管理費</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林整備費</td> <td>—</td> <td>1.4</td> <td>1.5</td> <td>6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(C)</td> <td>15.4</td> <td>19.1</td> <td>19.6</td> <td>30.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">効果 (億円)</td> <td>木材生産等便益</td> <td>13.3</td> <td>0.8</td> <td>0.5</td> <td>2.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林整備経費縮減等便益</td> <td>4.0</td> <td>26.8</td> <td>26.8</td> <td>41.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(B)</td> <td>17.3</td> <td>27.6</td> <td>27.3</td> <td>43.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(参考) 算定要因</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>伐採搬出経費(円/m<sup>2</sup>)</td> <td>12,370</td> <td>11,200</td> <td>12,600</td> <td>16,323</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木材価格(円/m<sup>3</sup>)</td> <td>20,160</td> <td>16,580</td> <td>16,135</td> <td>17,890</td> <td></td> </tr> <tr> <td>費用対効果分析結果(B/C)</td> <td>1.1</td> <td>1.5</td> <td>1.4</td> <td>1.5</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※金額は、社会的割引率(4%)及びデフレーターを用いて現在の価値に換算したもの。</p> <p>※評価期間 70年(当該事業の工事期間30年+40年)</p> <p>【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析手法】</p> <p>「林野公共事業における事前評価マニュアル」(2025年 林野庁整備部整備課)に基づき算出している。</p> <p>【変動要因の分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全体計画の見直しに伴う事業費の増。</li> <li>豪雨等の発生に伴う維持管理費の増。</li> <li>新規の森林整備計画に伴う森林整備費及び便益の増。</li> <li>木材価格の上昇に伴う木材生産便益の増。</li> <li>人件費、資材費等の上昇に伴う森林整備費及び森林整備経費縮減等便益の増。</li> </ul> <p>※森林整備経費縮減等便益は、林道開設により促進される森林整備によって森林の持つ公益的機能が増進される効果を、治山ダム等の代替措置を講ずる場合の必要経費が削減できたものとして便益を算出しており、このため、人件費や資材費の上昇により大きく増加している。</p>	区分		事業採択時 (基準年 2010)	再評価時 (1回目) (基準年 2015)	再評価時 (2回目) (基準年 2020)	再評価時 (3回目) (基準年 2025)	備考	費用 (億円)	事業費	15.3	17.6	18.0	23.4		維持管理費	0.1	0.1	0.1	0.7		森林整備費	—	1.4	1.5	6.1		合計(C)	15.4	19.1	19.6	30.2		効果 (億円)	木材生産等便益	13.3	0.8	0.5	2.4		森林整備経費縮減等便益	4.0	26.8	26.8	41.5		合計(B)	17.3	27.6	27.3	43.9		(参考) 算定要因						伐採搬出経費(円/m <sup>2</sup> )	12,370	11,200	12,600	16,323		木材価格(円/m <sup>3</sup> )	20,160	16,580	16,135	17,890		費用対効果分析結果(B/C)	1.1	1.5	1.4	1.5	
	区分		事業採択時 (基準年 2010)	再評価時 (1回目) (基準年 2015)	再評価時 (2回目) (基準年 2020)	再評価時 (3回目) (基準年 2025)	備考																																																																						
費用 (億円)	事業費	15.3	17.6	18.0	23.4																																																																								
	維持管理費	0.1	0.1	0.1	0.7																																																																								
	森林整備費	—	1.4	1.5	6.1																																																																								
	合計(C)	15.4	19.1	19.6	30.2																																																																								
効果 (億円)	木材生産等便益	13.3	0.8	0.5	2.4																																																																								
	森林整備経費縮減等便益	4.0	26.8	26.8	41.5																																																																								
	合計(B)	17.3	27.6	27.3	43.9																																																																								
	(参考) 算定要因																																																																												
	伐採搬出経費(円/m <sup>2</sup> )	12,370	11,200	12,600	16,323																																																																								
木材価格(円/m <sup>3</sup> )	20,160	16,580	16,135	17,890																																																																									
費用対効果分析結果(B/C)	1.1	1.5	1.4	1.5																																																																									
2) 貨幣価値化困難な効果の変化	<p>【事前評価時の状況】</p> <p>該当なし</p> <p>【再評価時の状況】</p> <p>該当なし</p> <p>【変動要因の分析】</p> <p>該当なし</p>																																																																												

判定	A	<p>A：事業着手時とほぼ同様の事業効果が発現される見通しがある。</p> <p>B：事業着手時と比べ低下が見られるが、十分な事業効果が確保される見通しがある。</p> <p>C：事業着手時と比べ著しく低下し、現時点では事業効果が確保される見通しが立たない。</p>
	【理由】	事業着手時と同様に費用を上回る効果が期待できるため
Ⅲ 対応方針（案）		
継続	<p>中止：上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。</p> <p>継続：上記以外のもの。</p>	
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容		
<input checked="" type="checkbox"/> 対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/> 対象外 <b>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</b> — <b>【主な評価内容】</b> 間伐などの森林整備の状況から事業効果を確認する。		
Ⅴ 事業評価監視委員会の意見		
Ⅵ 対応方針		